事務局資料

2021年3月1日 経済産業省貿易経済協力局

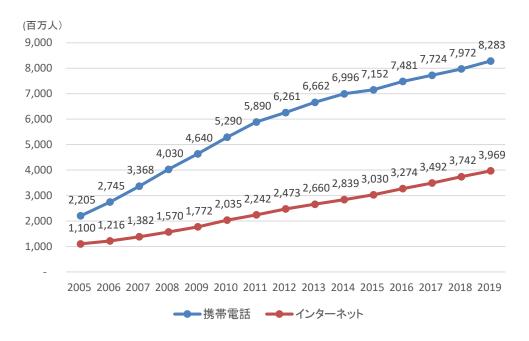
1. グローバルなデジタル化の現状

- 2. デジタル化に対する日本の対応
- 3. 国際課税動向と論点案
 - (1) 国際議論及び諸外国の動向
 - (2) 本研究会で御議論いただきたい論点案

1. グローバルな経済・社会のデジタル化

携帯電話やインターネットの利活用は、先進国にとどまらず、アジア・アフリカなどの新 興国や途上国においても広がっている。

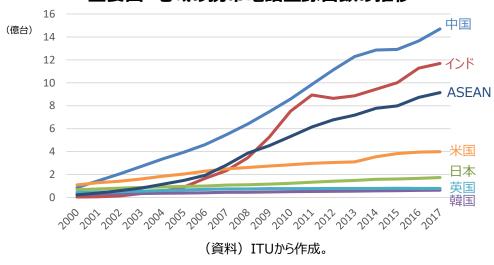
世界の携帯電話加入数、インターネット利用者数の推移 (2019年予測値)



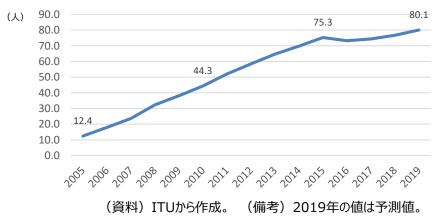
(出典) ITU「ITU releases 2019 and 2020 global and regional ICT estimates」

(出所) 経済産業省 通商白書2020版を基に作成

主要国・地域の携帯電話登録台数の推移



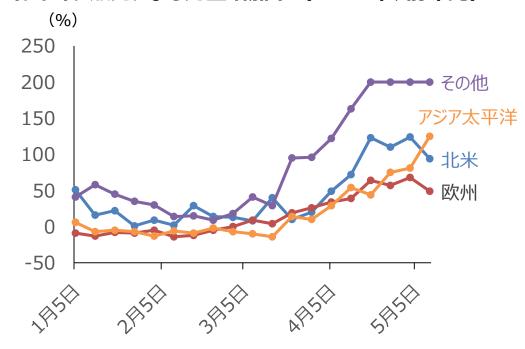
アフリカにおける人口100人あたりの携帯保有者数推移



2. コロナショックによるデジタル化の加速

● 商取引や人々のコミュニケーションなど経済・社会の多くの局面でデジタル化が、先進国に限らず、グローバルに進行。コロナショック以降、その速度は大きく加速。今後、経済・社会のデジタル化は、世界中で不可避的に進行していく可能性。

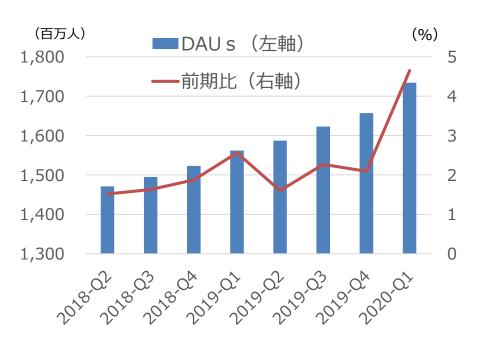
オンライン販売による売上増加率(2020年、前年比)



(資料) Emarsys initiative, GoodData

(備考) 実店舗での販売が主なブランドの、ウェブサイト、アプリ等でのオンライン販売を対象。

フェイスブックの日次ユーザー数(DAUs)

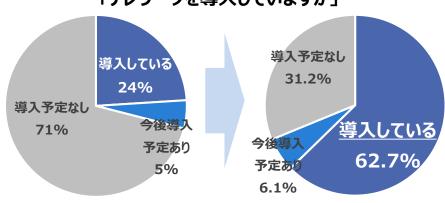


(資料) Facebook

(参考) コロナによる社会変容(デジタル化・オンライン化の加速)

テレワーク

24.0% (3月) ⇒62.7% (4月) 「テレワークを導入していますかし



注:都内企業(30人以上)に対するアンケート調査(3月・4月) (出所) 東京都防災ホームページ公表資料を基に作成

オンライン会議

ZOOMの1日あたり会議参加者数は約30倍に

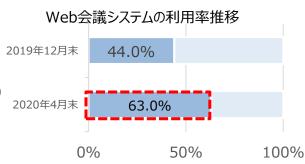
(19年12月:約1千万人⇒20年4月:約3億人)



「Web会議システム」 全体の利用も増加。

(44%(2019年12月

⇒ 63% (2020年4月))



注:全国の会社・団体の役員・社員を対象。

(出所) MM総研公表情報を基に作成

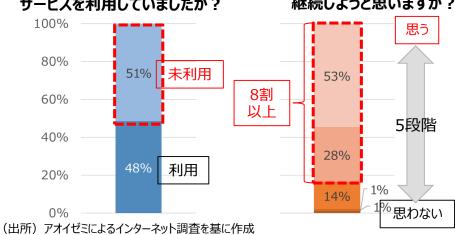
回答件数2,119名 Webアンケートにて調査 2020年4月28日~5月1日

(出所) 経済産業省 令和2年6月産業構造審議会総会資料を基に作成

オンライン教育

今回の休校期間前から「オンライン授業」 サービスを利用していましたか?

今後もオンライン授業を 継続しようと思いますか?



調査対象:アオイゼミユーザーの中・高・高卒生、調査期間:2020年4月6日~4月12日

オンライン・エンターテインメント

「バーチャル渋谷」

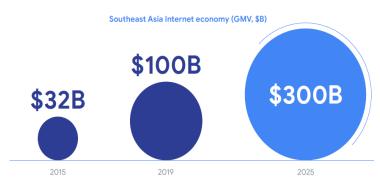
渋谷スクランブル交差点周辺を仮想空間で再現。自宅から、 ライブ、アート展示、トークイベントを体験できる。



3. 新興国における急速なデジタル化の進展(ASEAN・インド)

- 経済のデジタル化は、新興国においても急速に進展。東南アジアのデジタルエコノミーは、2014年の数兆円程度から2025年には約32兆円へと、年率20%~30%の成長率。
- アジア地域ではインドをはじめ多数のユニコーン企業が存在し、フィンテックやEコマース事業等を展開。

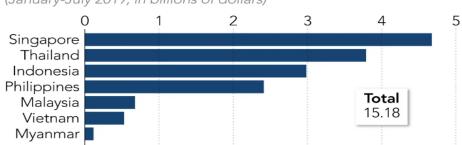
Southeast Asia Internet economy hits \$100B in 2019, exceeding all expectations on track to \$300B by 2025



※Google, TEMASEK, "e-Conomy SEA 2019"より

Deal value by country

(January-July 2019, in billions of dollars)



Includes private equity, venture capital, corporate investments in privately held companies as well as M&A deals Source: DealStreetAsia

(出所)経済産業省 インフラ海外展開懇談会最終取りまとめ概要資料を基に作成

■世界のユニコーン企業数(2020年7月1日現在)

国・地域名	ユニコーン企業数
アメリカ	228社
中国	121社
欧州	58社
インド	21社 ※欧州の約4割弱が存在
ASEAN	9社 ※星5社、尼3社、比1社
韓国・香港	13社(韓国10社、香港3社)
日本	3社

- ※この他、中南米9社、中東8社、アフリカ2社、豪州3社、カナダ3社
- ■アジア地域の代表的ユニコーン企業(2020年7月1日現在)

国・地域名	ユニコーン企業例
インド	One97(フィンテック)、BYJU`S(Edtech)、 Oyo(旅行)、Snapdeal(eコマース)
ASEAN	Grab(星・モビリティ)、Go-jek(尼・デリバリー等)、Tokopedia(尼・eコマース等)
韓国・香港	Coupang(韓・eコマース)、WeLab(香・フィンテック)、Yello Mobile(情報通信)
日本	Preferred Networks(AI)、SmartNews(情報媒体・アプリ開発)、Liquid(フィンテック)

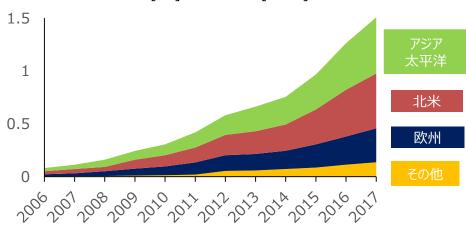
【出典】CB Insights HP" The Global Unicorn Club"より作成

4. デジタル経済の拡大とITプラットフォーマーの存在感の高まり

- 近年、越境電子商取引などのデジタル貿易の拡大や社会のIT化の加速に伴って、世界のデータ流通は、経済規模と比較しても高速で増加。
- 産業のデジタル化に伴い、データ等を活用したプラットフォーマー企業の存在感が増大。米国のプラットフォーマーの純利益は10年間で約5倍に拡大。

データ流通は経済規模以上に拡大 (インターネットトラフィック/世界GDP)

(月当たりのトラフィック量[EB]/世界GDP [兆ドル])



(資料)Cicso、IMFより作成

米国における巨大IT企業の 時価総額・売上・純利益のシェア



(資料) Refinitivより作成。

(備考) 米国上場企業において、アマゾン、アルファベット、フェイスブック、アップル、マイクロソフトの5社における時価総額、売上、純利益のS&P全体に対するシェア

(出所)経済産業省 通商白書2020概要版を基に作成

(参考) データの重要性の増大

- • 近年、データ関連のスタートアップ企業に対する買収案件は増加。さらに、買収価格が 10億ドル(約1兆円)超の大型案件も継続的に出現。
- 世界のデータ流通量の増加とともに、データ及びデータ分析の重要性や価値が増大。



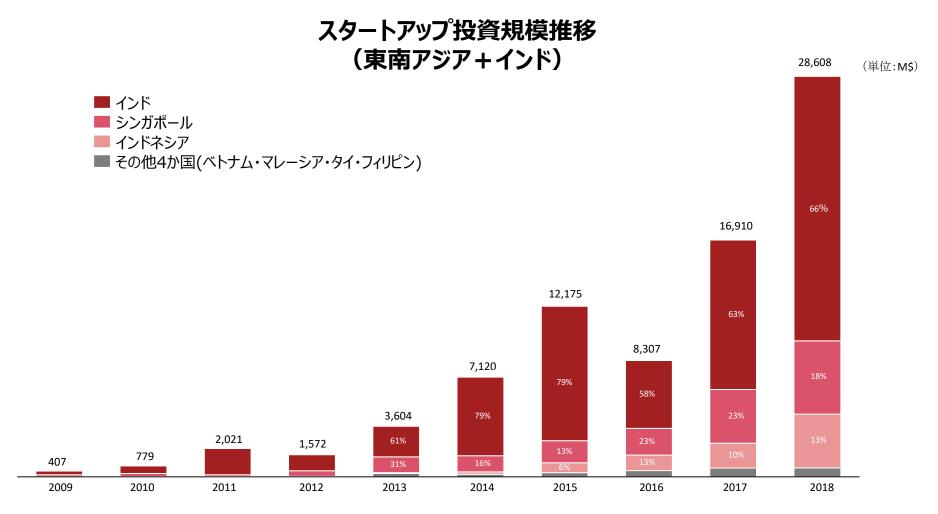
- 標本は、2010年から2016年の間にM&Aが行われた企業で、2016年の時点で設立5年以内の企業に限定。
- M&Aの方法は、VC投資、エンジェル投資、デッドファイナンス等のリスクファイナンスの方法が含まれる。

出典: OECD (2019[14]), Enhancing Access to and Sharing of Data: Reconciling Risks and Benefits for Data Re-use across Societies, を基に経産省作成

(参考) 東南アジア・インドにおけるスタートアップへの資金供給の拡大

● 東南アジア・インドにおけるスタートアップ資金調達金額は急拡大。

(2012年:約16億ドル → 2018年:約286億ドルへ拡大)

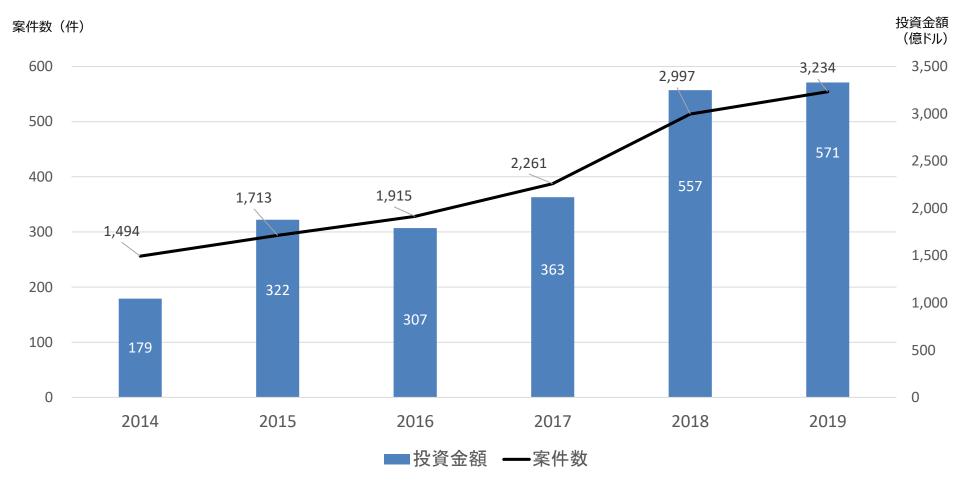


(注)スタートアップ投資:本調査では、創業15年以内の未上場企業に対する投資(主に出資)を指す。 CrunchBase社提供のデータベースを基にPwCアドバイザリー作成

(参考)世界のCVC投資の動向

● 事業会社によるベンチャー企業への投資が増加。 (世界のCVC投資は、2019年に3,234件、571億ドルまで拡大)

世界のCVC投資の動向



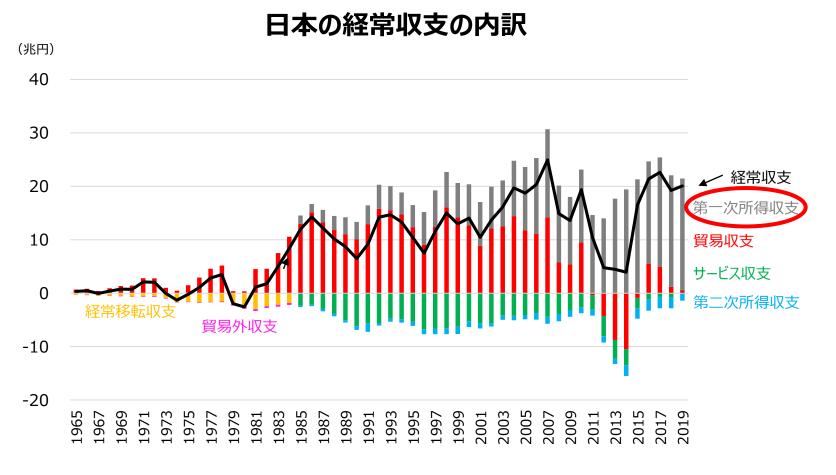
1. グローバルなデジタル化の現状

2. デジタル化に対する日本の対応

- 3. 国際課税動向と論点案
 - (1) 国際議論及び諸外国の動向
 - (2) 本研究会で御議論いただきたい論点案

1. 「貿易立国」から「投資立国」へ

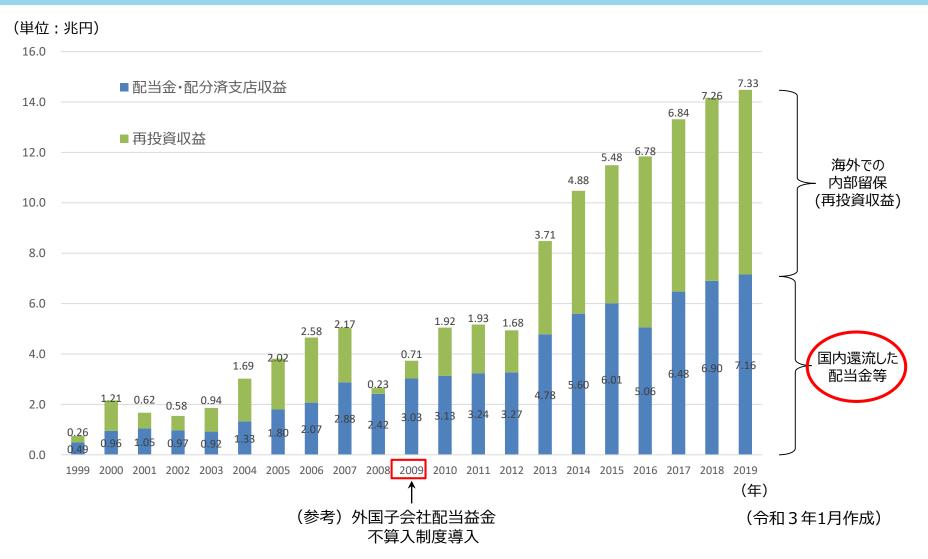
● 近年は、**第一次所得収支(証券投資収益、配当等)が日本の経常黒字を支えている。**



(資料) 日本銀行「国際収支」、財務総合政策研究所「財政金融統計月報」 (備考) 第一次所得収支は対外金融債権・債務から生じる利子・配当金を示す。 第二次所得収支は移住者と非移住者との間の対価を伴わない資産の提供にかかる収支状況を示す。 1980年代に経常収支の区分変更があり、それ以前は、貿易収支、貿易外収支、経常移転収支に分かれていた。 貿易外収支は、現在のサービス収支、第一次所得収支、経常移転収支は現在の第二次所得収支に相当。

(参考)対外直接投資収益と配当金の推移

「投資立国」を支える一つの仕組みとして、税制面では、外国子会社配当益金不算入制度の導入 (2009年度)を通して、成長する海外市場で稼いだ利益を国内に還流させてきている。



2. 世界経済における日本企業

● 時価総額でみると日本企業のグローバルな存在感は低下。

企業時価総額トップ20社の約30年間の変遷

平成元年(1989年)

(億ドル)

平成30年(2018年)

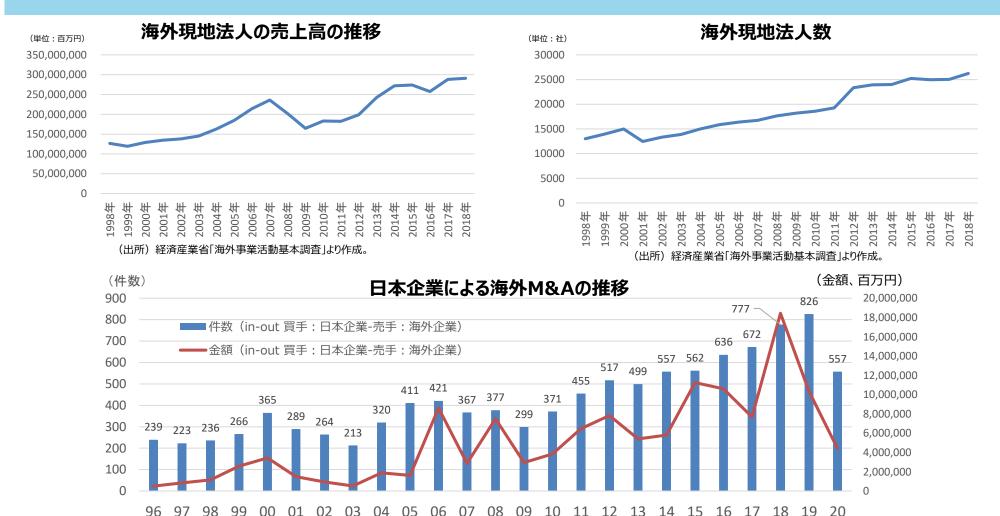
(億ドル)

	**= **	
企業名	時価総額	国名
日本電信電話(NTT)	1,638.6	日本
日本興業銀行	715.9	日本
住友銀行	695.9	日本
富士銀行	670.8	日本
第一勧業銀行	660.9	日本
IBM	646.5	米国
三菱銀行	592.7	日本
エクソン	549.2	米国
東京電力	544.6	日本
ロイヤル・ダッチ・シェル	543.6	英•蘭
トヨタ自動車	541.7	日本
ゼネラル・エレクトリック	493.6	米国
三和銀行	492.9	日本
野村証券	444.4	日本
新日本製鉄	414.8	日本
AT&T	381.2	米国
日立製作所	358.2	日本
松下電器産業	357.0	日本
フィリップス・モリス	321.4	米国
東芝	309.1	日本
	日本電信電話 (NTT) 日本興業銀行 住友銀行 富士銀行 第一勧業銀行 IBM 三菱銀行 エクソン 東京 カ ロイヤル・ダッチ・シェル トヨタ自動車 ゼネラル・エレクトリック 三和銀行 野村証券 新日本製鉄 AT&T 日立製作所 松下電器産業 フィリップス・モリス	日本電信電話(NTT) 1,638.6 日本興業銀行 715.9 住友銀行 695.9 富士銀行 670.8 第一勧業銀行 660.9 IBM 646.5 三菱銀行 592.7 エクソン 549.2 東京電力 544.6 ロイヤル・ダッチ・シェル 543.6 トヨタ自動車 541.7 ゼネラル・エレクトリック 493.6 三和銀行 492.9 野村証券 444.4 新日本製鉄 414.8 AT&T 381.2 日立製作所 358.2 松下電器産業 357.0 フィリップス・モリス 321.4

順位	企業名	時価総額	国名	
1	アップル	9,409.5	米国	
2	アマゾン・ドット・コム	8,800.6	米国	
3	アルファベット	8,336.6	米国	
4	マイクロソフト	8,158.4	米国	
5	フェイスブック	6,092.5	米国	
6	バークシャー・ハサウェイ	4,925.0	米国	
7	アリハ゛ハ゛・ク゛ルーフ゜・ホールテ゛ィンク゛	4,795.8	中国	
8	テンセント・ホールディングス	4,557.3	中国	
9	JPモルガン・チェース	3,740.0	米国	
10	エクソン・モービル	3,446.5	米国	
11	ジョンソン・エンド・ジョンソン	3,375.5	米国	
12	ビザ	3,143.8	米国	
13	バンク・オブ・アメリカ	3,016.8	米国	
14	ロイヤル・ダッチ・シェル	2,899.7	英国	
15	中国工商銀行	2,870.7	中国	
16	サムスン電子	2,842.8	韓国	
17	ウェルズ・ファーゴ	2,735.4	米国	
18	ウォルマート	2,598.5	米国	
19	中国建設銀行	2,502.8	中国	
20	ネスレ	2,455.2	スイス	
いたけにしったかもます (4 000 0 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /				

3. 日本企業による対応(海外投資形態の変化)

- ●「投資立国」に転換する一方、激しいグローバル競争の中で、世界経済における日本企業の存在感は低下し、現地法人の売上高も近年は横ばい傾向。
- こうした中、スピード感を持った成長を実現させるべく、日本企業の海外投資形態は、現地法人設立から、In-OutのM&Aやベンチャー投資等を通じた海外企業との協業へと変化させて対応。

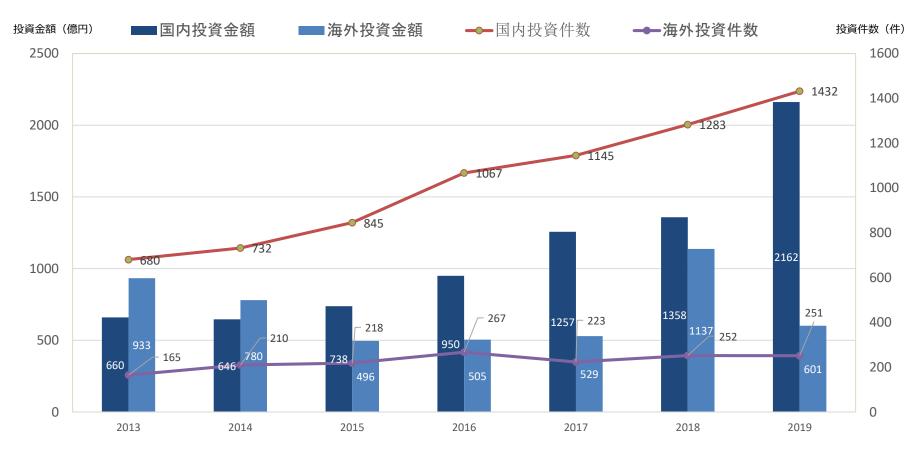


(出所) レコフM&Aデータベースを基に作成

(参考)日本企業によるスタートアップ投資動向

● V C 及び C V C からの国内スタートアップ投資は増加傾向にあるが、国外スタートアップ 投資の件数は横ばい。

国内外スタートアップへの投資の状況

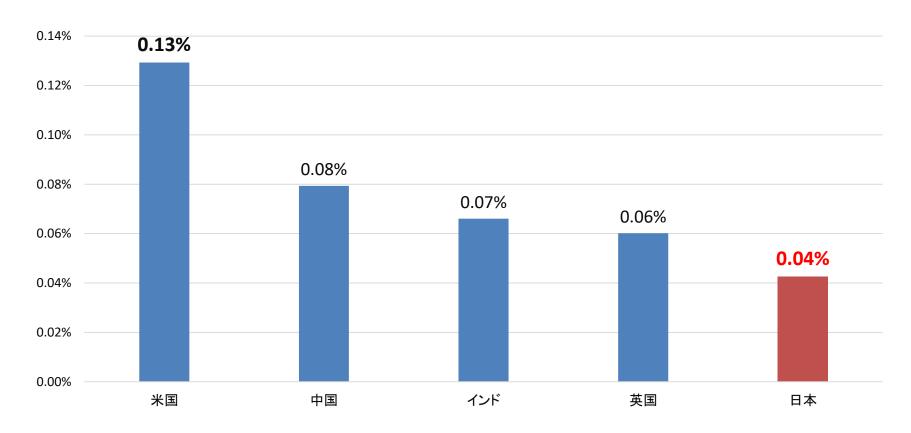


(出所) 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンターベンチャーキャピタル等投資動向調査の公表データを基に経産省作成

(参考)事業会社等によるベンチャー投資の国際比較

● 事業会社等からベンチャー企業への投資は、世界と比較すると日本は低い水準。 日本は対GDP比で米国の1/3程度にとどまっている。

事業法人・CVCの対GDP比ベンチャー投資額



(注) 各国地域の当該投資額をGDPで割った値(2018年) (出所) CB Insights 「The 2018 Global CVC Report」より経産省作成

4. 前向きな投資の足踏み

- 日本の上場企業のROEは、上昇傾向にあるが欧米の上場企業との格差は依然存在。
- 特に大企業で現預金は増加傾向にあり、収益率が低いにも関わらず、リスクを取った前向きな投資は足踏み。

日米欧上場企業のROEの推移(加重平均)

日本企業の現預金の推移



(出所) Bloombergのデータを基に経産省にて作成

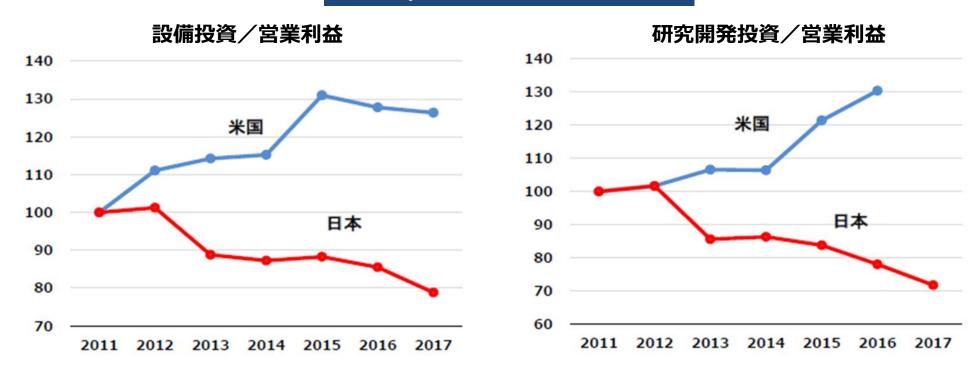
(出所) 財務省「法人企業統計」を基に作成

[※] 調査対象は、日本はTOPIX500のうち402社、米国はS&P500のうち366社、 欧州はBE500のうち352社(金融業及び継続してデータを取得できない企業を除く)。 S&P500は、本社所在地が米国以外の企業を除く。TOPIX500は円、S&P500は米ドル、BE500はユーロで算出。 自己資本利益率(ROE)=当期純利益/(前期自己資本と当期自己資本の平均値)

(参考) 営業利益に対する設備・研究開発投資の比率

- 営業利益に対する設備投資・研究開発投資の比率で見ると、**日本企業は減少トレンドが継続**。
- 米国企業はリーマンショック直後から増加トレンドが継続しているのとは対照的。

各指標の推移(日米比較) (2011年=「100」で指数化)

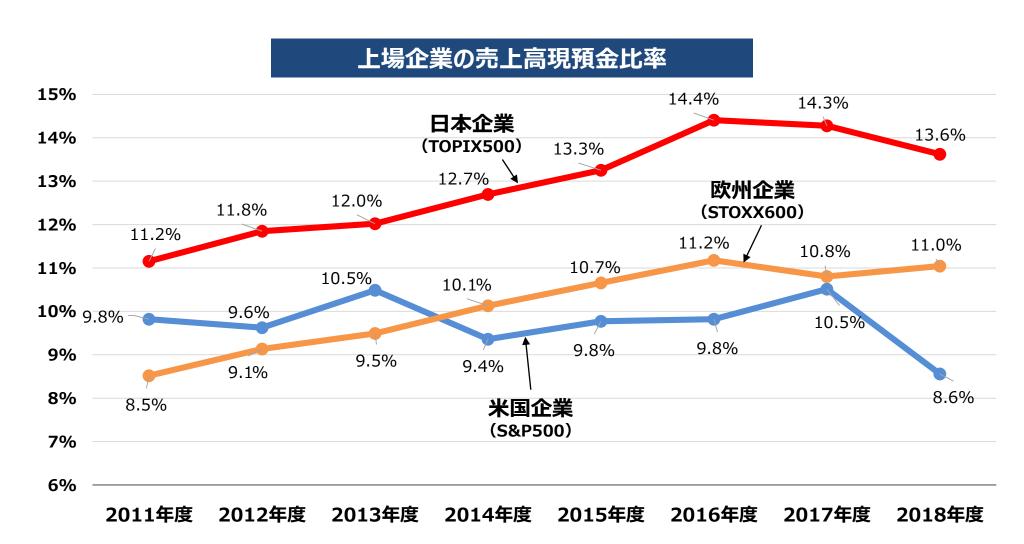


(注)日本は年度、米国は暦年

(出所) 財務省「法人企業統計」、経済産業省「企業活動基本調査」、U.S Census Bureau「Quartealy Financial Report」, National Science Foundation 「Business Research and Development and Innovation」を基に作成

(参考)日米欧上場企業の売上高現預金比率の推移

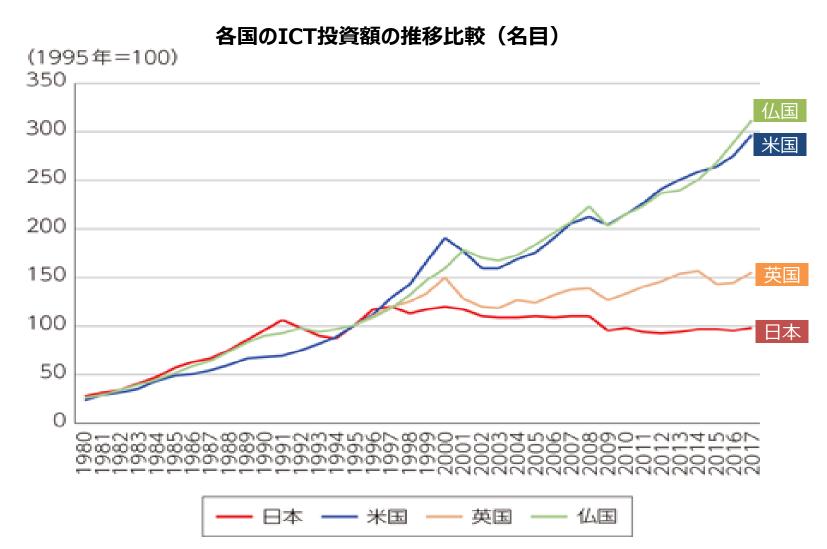
○日本の上場企業の売上高現預金比率は、欧米の上場企業よりも高い。



(注) 2019年9月時点の構成企業(金融業及び日本郵政グループを除く。)を対象としている。 (出所) 日本証券取引所、STOXX、S&P Dow Jones Indices, Bloombergを基に作成。

(参考) ICT投資額の比較

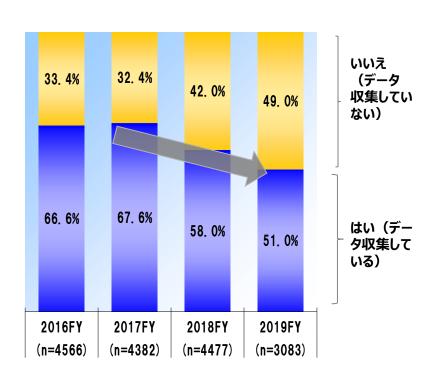
● 日本のICT投資額は、1995年比で諸外国と比較して低い伸びにとどまっている。



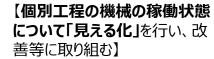
(参考) 日本の製造業で、デジタル化・データ活用が進んでいない

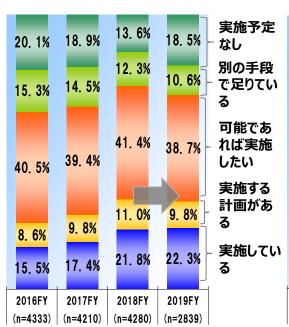
- 製造工程のデータ収集に取り組んでいる企業の割合は**5割程度**。
- さらに、得られたデータを実際に活用している企業の割合は2割前後にとどまる。

製造工程のデータ収集に取り組んでいる企業の割合

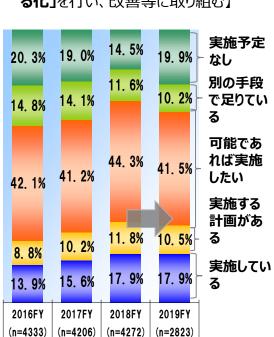


得られたデータを基に製造工程の改善等に 取り組んでいる企業の割合





【ラインもしくは製造工程全般の機械の稼働状況について「見える化」を行い、改善等に取り組む】

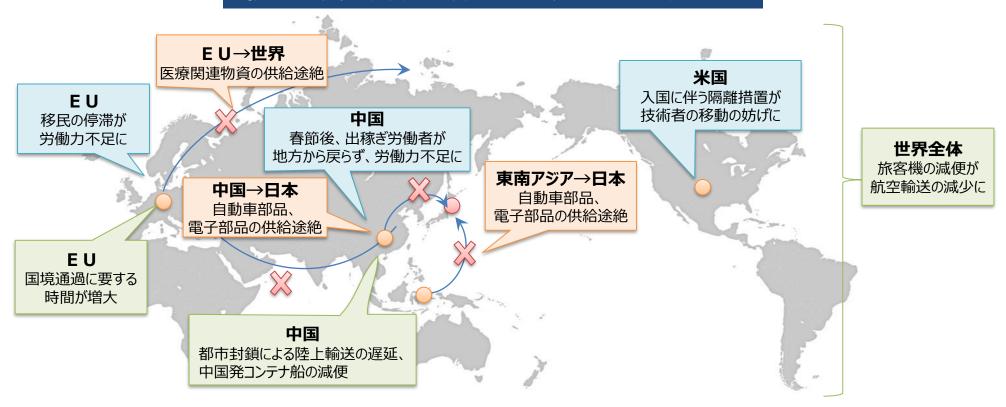


(出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (株) 「我が国ものづくり産業の課題と対応の方向性に関する調査」 (2019年12月)

5. グローバルサプライチェーン分断による影響はグローバル化の中で拡大

- グローバル・サプライチェーンは、コロナ危機により世界各地で寸断し、**様々な物資の供給途絶リスクが** 顕**在化**。
- 今次の危機の経験・反省を踏まえ、新たな危機にも柔軟に対応できる強靱なサプライチェーンへの変 革が不可避。

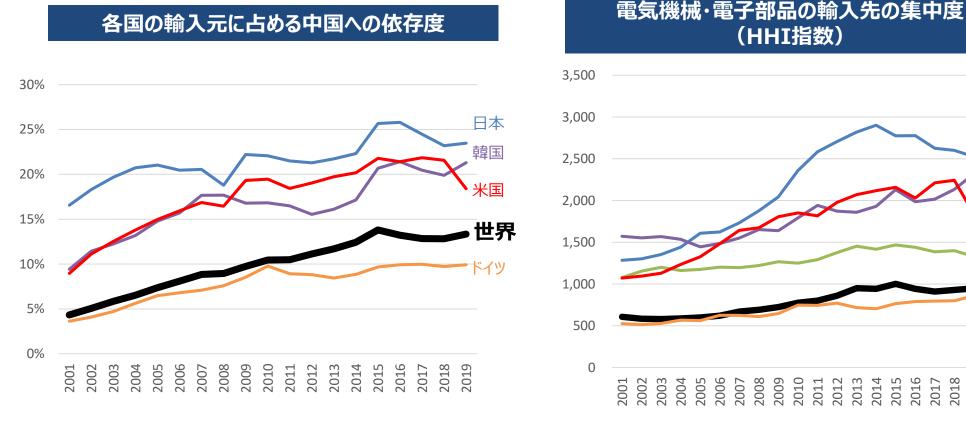
新型コロナウイルスを受けたサプライチェーンの寸断の一例



(資料) Global Trade Alert、独立行政法人日本貿易振興機構「地域・分析レポート」、内閣府「景気ウォッチャー調査」、 Sixfold、Baldwin "Supply chain contagion waves: Thinking ahead on manufacturing 'contagion and reinfection' from the COVID concussion"

(参考) 高まる生産拠点の集中度

- 2000年代以降、グローバル化の流れが加速する中で、輸入先や一部の財の生産拠点の集中度の高まりが見られる。
- 日本企業が構築してきたグローバル・サプライチェーンについても、「**集中生産による経済性・効率性**」と「供給途絶リスクへの対応力」の間で、バランスの再検討が不可避。



(資料)International Trade Centreから作成。(備考)HHI指数:輸入集中度を測定する指数。数値が高い程、生産拠点が集中している。例えば、A国がB国から50%、C国から30%、D国から20%の輸入をしている場合、A国のHHI指数は50²+30²+20²=3,800となる。最大値(一国のみの場合)は100²=10,000となる。大国が近隣する国の場合、HHI指数は高くなりやすい。

日本

韓国

米国

中国

世界

ドイツ

6. 日本政府の取組例①(アジアDXの推進)

- 「*アジアDXとは*」: 東南アジアやインドに存在する、
 - ①社会や企業の抱える**課題の深さ・インパクト**
 - ②それをデジタル技術で解決したいという強い欲求 (社会インフラ化する新たなビジネスエコシステム)
 - ③<u>ベンチャーフレンドリー</u>な市場環境(テックに寛容、豊富な個人データ(スマホ普及)、規制の未整備)を**商機**と捉え、
 - -現地で進むデジタルイノベーションに**日本の資金、技術・ノウハウ、事業ネットワークを結合**
 - -現地企業を対等なパートナーとして、新たなビジネスモデルを「共創」(投資により参画)
- ⇒アジアを舞台とした**大企業・新興ベンチャー間の協創**による**クロスボーダーイノベーション・新産業創出**

「日本の構造改革」⇒産業構造転換スピード加速化(「黒船」として日本のデジタル変革の起爆剤に)

「アジアにおける日本の産業プレゼンスの変革」(製造拠点型⇒サービス・ソリューション提供型)

「<u>投資とルールの一体的推進</u>」(東南アジア6億人、インド13億人のデータガバナンス構築)へと繋げる構想。



投資

<日本が提供>

- 資金・技術・ノウハウ
- ・ネットワーク ・信頼

<アジアが提供>

- ·課題·欲求·市場
- ビジネスモデル・経験

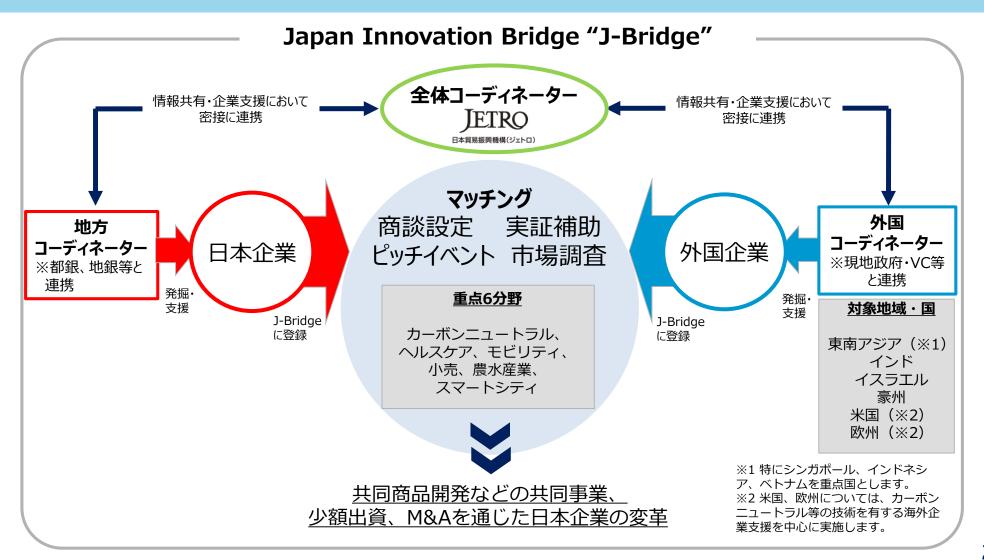
イノベーションの還流

新産業創造 Society 5.0実現

- ・ディープテック、リアルテック (AI/IoT、ロボティクス等)
- ・金融・サービス
- ·超低利資金

(参考) Japan Innovation Bridge (J-Bridge) の構築

- 国内外拠点に常駐するコーディネーターが日本企業に対し、外国企業・スタートアップを紹介。
- 重点分野における協業・M&Aを支援。内閣府のスタートアップ・エコシステム関連事業とも連携※。
 - ※注 内閣府事業が支援する各拠点都市の国内スタートアップへの外国企業・投資家の紹介など。



6. 日本政府の取組例②(成長投資の促進等に向けた税制措置)

○オープンイノベーション促進税制 【令和2年度改正】

• アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな 資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創 業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。

○カーボンニュートラル実現に向けた投資促進 (令和3年度改正)

• 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を加速するため、i)脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、ii)生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に、最大10%の税額控除等を講ずる。

○DX (デジタルトランスフォーメーション)投資の促進 【令和3年度改正】

• デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのDX計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大 5 %の税額控除等を講ずる。

○**繰越欠損金の控除上限の引上げによる投資促進** (令和 3 年度改正)

• 厳しい経営環境の中で、赤字でも努力を惜しまず、カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編に向けた投資を行う企業に対し、コロナ禍で生じた欠損金に限り、繰越欠損金の控除上限(現行50%)を、最長5年間、投資額の範囲で最大100%まで引き上げる。

<u>○研究開発投資の底上げと、企業のDXを促進する研究開発の推進</u> 【令和3年度改正】

• 研究開発税制について、i)コロナ禍の厳しい経営状況の中(売上2%以上減)、研究開発投資を増加させる企業に対する税額控除の上限引き上げ(25%→30%)、ii)DX促進のため、クラウド提供型のソフトウェアに関する研究開発の対象追加等を講じた上で2年間延長する。

6. 日本政府の取組例③(デジタルプラットフォームに係る対応)

(出所) 第16回 デジタル市場競争会議 ワーキンググループ配布資料より抜粋。 ※**令和2年11月時点の情報である点に留意**。

デジタルプラットフォームを巡る諸外国の最近の動向 (競争政策)

出典: 各国プレスリリース等

<ルール整備関係>



〇欧州 (欧州委員会)

- ■本年7月からプラットフォーム取引透明化法(PtoB規則)の施行
- ・ PFによる不公正行為の事前規制に関する"ブラックリスト"等を検討中(自社優遇、抱き合わせ、データ活用関連)
- ・ 競争法において、New Competition Tool (法違反に至らずとも措置をとることを可能とする仕組み) の導入の検討



〇日本

- 来年春目途にプラットフォーム取引透明化法の運用開始
- 企業結合ガイドライン改定済み (米EUではまだ改定されず)
- 消費者優越ガイドライン策定済み



〇米国

- ・米議会下院司法委員会(反トラスト小委員会):10月6日、巨大IT企業に対する調査報告書を公表 (PFの構造的分離や近接領域への進出禁止、自社優遇の禁止、データポータビリティの義務付け等を提言)
 - (→ 優越的地位の濫用など独占に至らないような段階での行為への対応や、違反行為の立証責任の軽減に関するものなど)

1

前半のまとめ

1. グローバルなデジタル化の現状

- (1)経済・社会のデジタル化は、アジアなど新興国を含めて、グローバルに浸透。 この流れは、コロナショックを受けて、さらに大きく加速。
- (2) アジアなど<u>新興国でもデジタルエコノミーは急成長</u>。 現地課題をデジタル技術で解決しようとする<u>スタートアップが勃興、資金供給が拡大</u>。
- (3) デジタル化の浸透により、GAFAなどデータ関連のビジネスモデルをとるプレイヤーの存在感拡大。 データ流通は経済規模よりも高速に拡大し、データ関連企業を含むスタートアップ買収も増加。

2. 海外市場の成長やデジタル化に対する日本の対応

- (1)海外の成長市場を獲得し、国内に還流する大きな流れ。「貿易立国」から「投資立国」への転換。
- (2) 他方で、米・欧・中など諸外国企業と比べて、日本企業の存在感は低下。 激しいグローバル競争の中で、スピード感を持った成長を実現させるべく、 日本企業の海外投資形態は、現地法人設立から、In-OutのM&Aやベンチャー出資へと変化。
- (3)諸外国企業と比較して収益率が低いにも関わらず、リスクをとった前向きな投資は足踏み。 その中で、コロナ危機を踏まえた<u>グローバルサプライチェーンの強靭化</u>の要請。
- (4)政府としても、日本企業のDX促進など国際競争力強化に向けた各種取組みや、 デジタル市場における取引の透明性や公正性確保等に向けたルール整備を実施。
 - → 今後、税制面での対応が論点

- 1. グローバルなデジタル化の現状
- 2. デジタル化に対する日本の対応
- 3. 国際課税動向と論点案
 - (1) 国際議論及び諸外国の動向
 - (2) 本研究会で御議論いただきたい論点案

1. 問題の背景

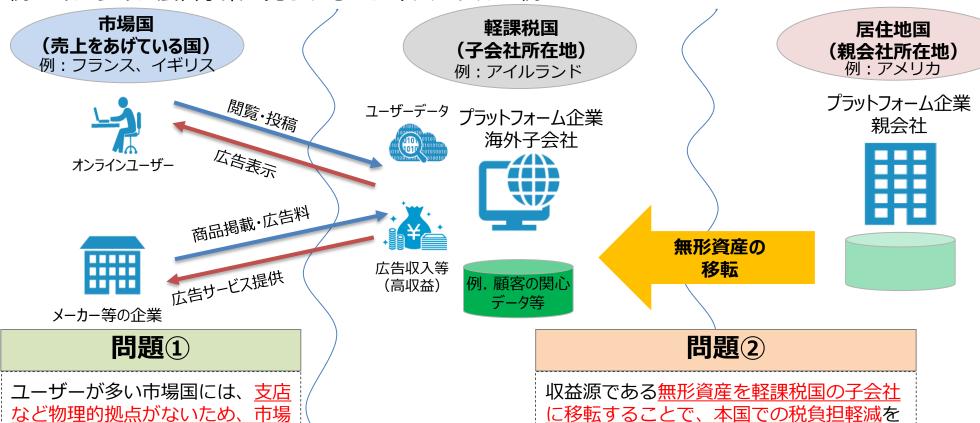
国は課税できない。

 <u>デジタル企業の税負担が既存の産業と比べて公平性を欠いている</u>との国際的批判を背景に、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの在り方について、OECDを中心に国際的議論が進展 (139カ国・地域が参画※)。※2021年2月時点

これまでの原則:物理的拠点の所在地で納税(「PEなくして課税なし」)

※二重課税は本国(居住地国)の外国税額控除等で調整

例:オンライン広告事業に見られるビジネスモデルの例

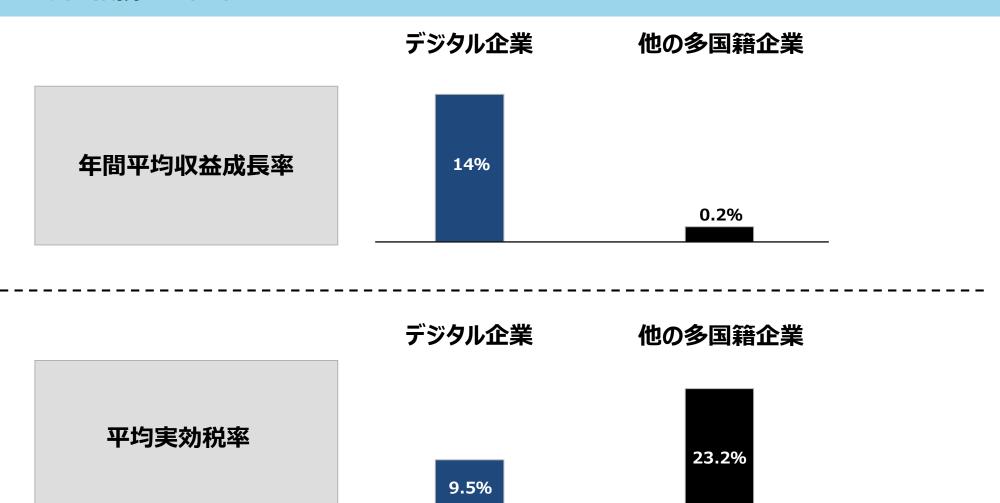


実現。法人税率引下げ競争にもつながる。

30

(参考)デジタル企業の競争優位性

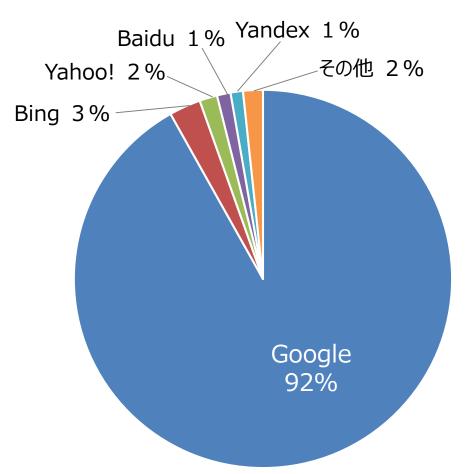
欧州委員会による2018年3月の公表によれば、EU域内において、デジタル企業は、伝統的ビジネスを行う企業に比べて、年間の平均収益上昇率に約14%の差があり、さらに実効税率は半分程度であると指摘されている。



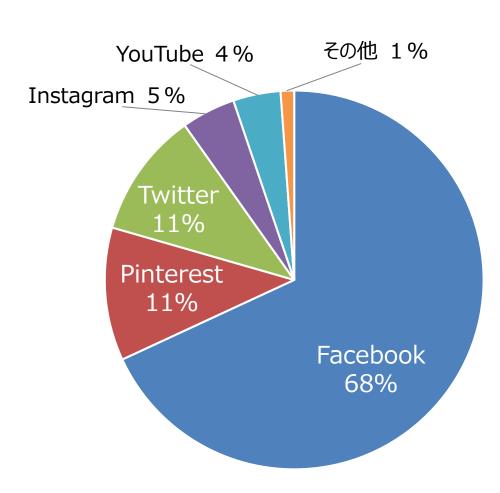
(出典) 「European commission 21 March 2018 Questions and Answers on a Fair and Efficient Tax System in the EU for the Digital Single Market」に基づき経産省作成

(参考) 世界における検索サービス及び投稿サービスのシェア

世界における検索サービスの市場シェア (%、2020年)



世界における投稿サービスの市場シェア (%、2020年)

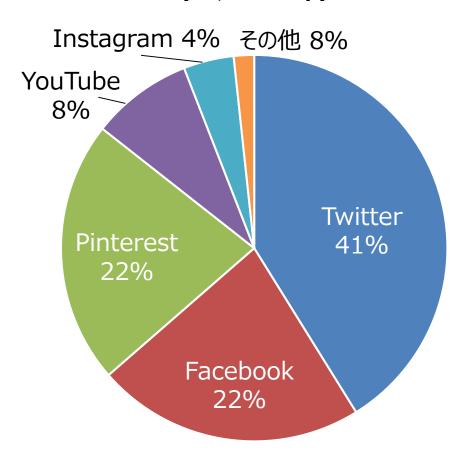


(参考) 日本における検索サービス及び投稿サービスのシェア



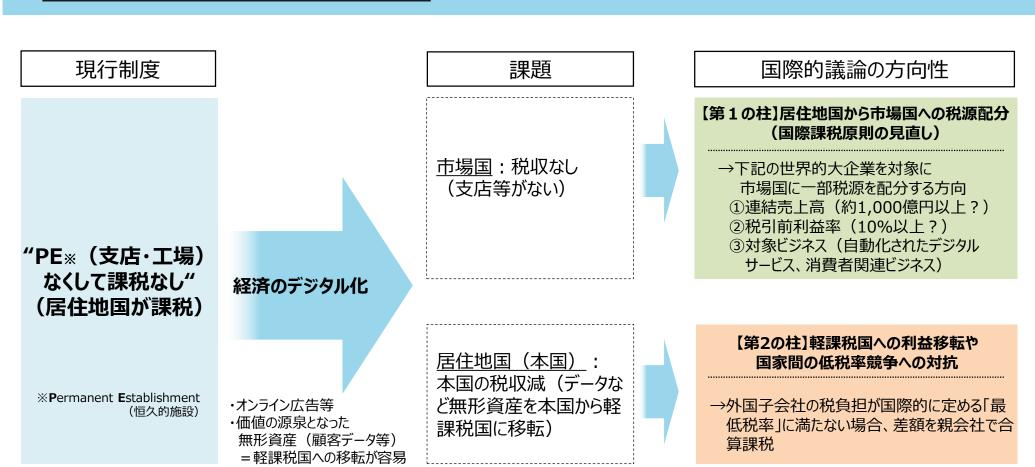
Bing 4% その他 1% Yahoo! 19% Google 76%

日本における投稿サービスの市場シェア (%、2020年)



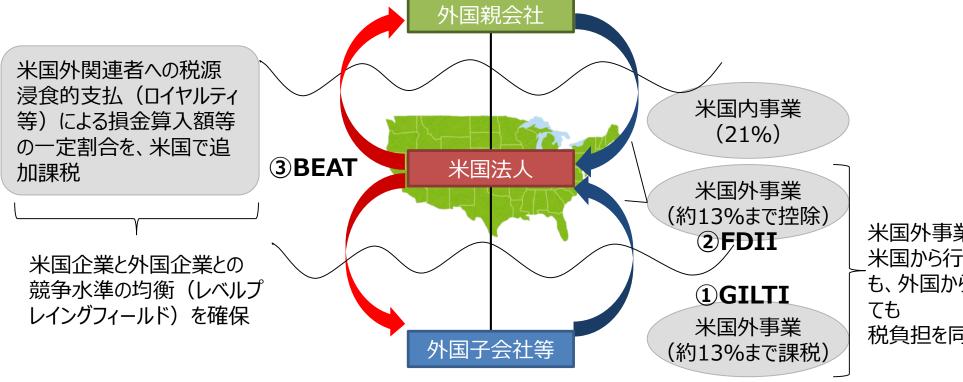
2. 国際的議論の動向(OECD等: 2つの柱からなる解決策)

- 以下の2つの柱による解決策を検討中。
- 2020年10月、将来の合意のための強固な土台として「青写真(Blueprint)」を公表。 **2021年半ばまでにグローバルなコンセンサスに基づく解決策に至ることを目指して残された 論点に迅速に取り組むこととしている**。



3. 諸外国の動向①(米国:2017年税制改革)

- 連邦法人税率を大幅に引き下げる(35%→21%)とともに、以下の仕組みをセットで導入。これにより、**高収益事** 業の米国外への流出を防止するとともに、米国内で経済活動を行う場合の国際競争力を確保。
- ① 外国子会社が稼得した所得に対して、一定税率で米国親会社で合算課税(全世界最低税率の導入。GILTI税制※)
 - ※ Global Intangible Low-Taxed Income なお、制度上は、無形資産に限定された合算課税制度ではない。
- ② 米国法人が国内で稼得した国外所得に対して、一定の所得控除 (実質的に特別の法人税率で課税。 FDII税制※)
 - ※ Foreign-Derived Intangible Income なお、制度上、対象は無形資産に限定されていない。
- また、以下の仕組みを導入し、**米国企業と外国企業との競争水準の均衡(レベルプレイングフィールド)を確保**。
- ③ 米国法人から国外関連者への税源浸食的支払による損金算入額等の一定割合を追加課税 (BEAT税制※)
 - ***** Base Erosion and Anti-abuse Tax



米国外事業を、 米国から行って も、外国から行っ 税負担を同様に

(参考) 米国税制改革の影響

- 議会予算局は、2018年時点で、米国税制改革により、2018年から2028年の間の11年間で、概ね650億ドルの利益移転が防止できると見積もっている(※1)。
- また、報道ベースでは、米国税制改正後のIPの米国内回帰の例として、下記が指摘されている(※2)。

IPの米国回帰の例

(1) Microsoft

国外子会社が保有する I Pを米国及びアイルランドに移転。
 同社の開示情報において、当該IPの移転は、TCJAの影響である旨が明示されている。
 当該移転により約35億ドルの税金費用が発生する反面、将来における税メリットは約26億ドルとなる模様。

(2) Qualcomm

• 国外子会社が保有する I Pを米国子会社に移転。当該移転に関連して約25億ドルの税金費用が発生。

(3) McKesson

• 国外関連会社が保有するソフトウェアを米国に所在する会社に販売し移転。 当該移転により一定の税金費用を認識する模様。

(4) Google

バミューダーからではなく、米国からIPのライセンスをするようにストラクチャーの変更を発表。
 他方でIPの移転を行うか等は不明。

^{*1:} CBO The Budget and Economic Outlook: 2018 to 2028 P124 BOXB-3.

^{*2:} THOMAS HORST, tax notes , FEB. 27, 2020 「The TCJA's Incentives for and Impediments to Repatriating Intangible Property」を基に経産省作成

4. 諸外国の動向②(欧州諸国:DST(デジタル売上税))【未定稿】

				_ , , ,			
	フランス	イギリス	イタリア	スペイン			
対象事業	オンラインのターゲティング広告 (ユーザデータ販売を含む)オンラインプラットフォーム	ソーシャルメディアサービス検索エンジンサービスオンラインマーケットプレイス	オンラインのターゲティング広告オンラインプラットフォームユーザーデータ販売	オンラインのターゲティング広告オンラインプラットフォームユーザーデータ販売			
課税標準 及び税率	フランスで提供された対象事業 税率:売上高の3%	英国ユーザーに提供された対象事業 税率:売上高(※)の2% ※売上から0.25億ポンド(約38億円)を控除	イタリアで提供された対象事業 税率:売上高の3%	スペインで提供された対象事業 税率:売上高の3%			
納税義務者 ※①②を共に 満たす者	 対象事業の全世界売上が年7.5億ユーロ(約973億円)超 対象事業の国内売上が年0.25億ユーロ(約32億円)超 	 対象事業の全世界売上が 年5億ポンド(約750億円)超 英国ユーザーに提供される対象 事業の売上が年0.25億ポンド (約38億円)超 	 対象事業の全世界売上が年7.5億ユーロ(約973億円)超 対象事業の国内売上が年0.05億ユーロ(約6.5億円)超 	 対象事業の全世界売上が年7.5億ユーロ(約973億円)超 対象事業の国内売上が年0.03億ユーロ(約3.9億円)超 			
税収見込み	1年間で約5億ユーロ (約649億円)	7年間で190億ポンド (約2.85兆円)	1年で約7.08億ユーロ (約919億円)	1年で約9.68億ユーロ (約1,256億円)			
導入時期	2019年1月から適用 (米国に配慮して2020年末まで徴収を延期し、2020年12月に徴収を再開)	2020年4月から適用 (徴収は2021年12月から)	2020年1月から適用 (徴収は2021年2月から)	2021年1月から適用 (徴収は2021年4月から)			

(出所) 下記を基に経産省作成

USTR (2019), Section 301 Investigation Report on France's Digital Services Tax TAX FOUNDATION (2019), Revenue Estimates for Digital Services USTR (2021), Section 301 Investigation Report on United Kingdom's Digital Services Tax USTR (2021), Section 301 Investigation Report on Italy's Digital Services Tax PwC (2019), Italy's draft 2020 budget calls for unilateral digital services tax USTR (2021), Section 301 Investigation Report on Spain's Digital Services Tax KPMG (2020), Guide to the new Tax on Certain Digital Services

5. 最近の主な国際動向と今後の想定スケジュール 🦠

(注) 2021年1月末時点

2020年12月 フランス、デジタルサービス税の徴収を再開

● フランスがデジタルサービス税の徴収を再開。米仏は2020年初めにフランスが徴収を延期する代わりに米国が報復関税を発動しないことで合意していたが、OECDにおける国際的議論の合意が見えない中で、フランスは徴収を再開。

2021年1月 米国通商代表部(USTR)、各国のDSTを不当と認定、関税は見送り

- 米国通商代表部(USTR)は米通商法301条に基づくデジタル課税への調査結果を発表し、各国(※)が導入しているDSTは米企業を差別する措置で、国際税務慣行と合致しないと指摘。
- 他方、現時点では対抗措置は取らないとした。 ※フランス(2020年12月発表)、インド、イタリア、トルコ、英国、スペイン、オーストリア、EU、ブラジル、チェコ、インドネシア

<u>1月14日 EUはDigital Levyに関する市中協議を開始</u>

1月20日 米バイデン新大統領就任

1月28日 米国財務省の公式声明

● 米国財務省の公式声明において、バイデン新政権のイエレン新財務長官より、期限内の国際合意に向けてOECDの議 論に積極的に関与していくことが表明された。

The Secretary committed to re-engage actively in the ongoing OECD discussions on international taxation to forge a timely international accord. (READOUT: Secretary of the Treasury Janet L. Yellen's Call with French Minister of Finance Bruno Le Maire)

<今後の想定スケジュール>

<u>6月 BEPS包摂的枠組会合(Inclusive Flamework)</u>

7月9・10日 G20財務大臣会合(イタリア)

本年半ば 国際合意目標

- 1. グローバルなデジタル化の現状
- 2. デジタル化に対する日本の対応
- 3. 国際課税動向と論点案
 - (1) 国際議論及び諸外国の動向
 - (2) 本研究会で御議論いただきたい論点案

本研究会で御議論いただきたい論点案

- 経済のデジタル化の加速、新興国でのスタートアップ勃興や消費市場拡大の中で、日本企業は、欧米・アジア企業との激化する競争に直面。海外事業形態も現地企業との協業・M&A等を通じて現地に貢献する方向に変容、事業の海外移転も増加。
- このような状況において、日本企業の海外及び国内の事業活動に対する税制について、 日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保する必要があるのではないか。
- また、国内サプライチェーン強靱化やデータ経済への対応も急務な中、米国など諸外国で経済のデジタル化等に対応する税制改革が行われたことも踏まえ、我が国企業の競争力強化、経済活性化に資する公正な国際課税について、今後の短期的及び中期的なあり方を検討する必要があるのではないか。
- 具体的には、OECDを中心とした議論や米国税制改革(2017年)など海外主要国における税制改正の経緯や動向を踏まえた上で、例えば、以下の事項を議論してはどうか。
 - 日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争条件を踏まえた公正 な税制のあり方
 全世界ミニマム課税(ピラー2)が導入された場合の現行CFC税制との関係、事業の立地先に関して税制の 中立化を実現した米国税制改革の評価などを踏まえた我が国税制のあり方
 - 国内での海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制について デジタル企業等に関する市場国への税源配分(ピラー1)に関する国際的議論や諸外国における導入事例を 踏まえたデジタルサービス税(DST)の評価を含む
 - その他米国の議論等を踏まえ、短期的・中期的な国際関連税制のあり方 など

(参考)国際課税に係る論点例(全体像)

- 論点案1. 日本企業の海外投資形態の多様化も踏まえた公正な税制のあり方
- 論点案 2. 海外デジタル企業との公平な競争環境に資する税制のあり方
- 論点案3.その他米国の議論等※を踏まえ、短期的・中期的な国際関連税制のあり方
- ※米国の2017 年税制改革に至る経緯としては、国内法人税率のほか、テリトリアル課税化、海外子会社へのミニマムタックス (GILTI)、国内における海外事業への控除(FDII)、法人税の仕向地主義キャッシュフロー税への変革等が議論された。

現行税制(これまで)

短期・中期

その他

【第1の柱】市場国への税源配分

<関連する諸外国動向(例)>

諸外国におけるデジタルサービス税 (DST)

"PE※(支店·工場) なくして課税なし" (居住地国が課税)

経済の デジタル化

・オンライン広告等 ・超過収益の源泉である 無形資産(顧客データ等) の移転容易化

【第2の柱】軽課税国への利益移転や 国家間の低税率競争への対抗

- <関連する諸外国動向(例)>
- ·米国税制改正(TCJA)
- <関連する国内制度>
- ·外国子会社合算税制(CFC)

短期的・中期的な 国際関連税制のあり方

その他の論点 (例えば、企業の税務体制 整備のあり方 等)

***Permanent Establishment** (恒久的施設)

(参考)第2の柱(所得合算ルール)のイメージ

現状

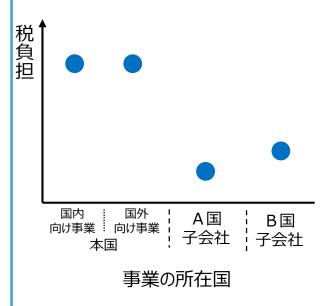
OECD提案(最低税率課税)

(参考) 米国税制

本国の親会社と比べて、軽課税国の子会 社で事業をする方が税負担が少ない



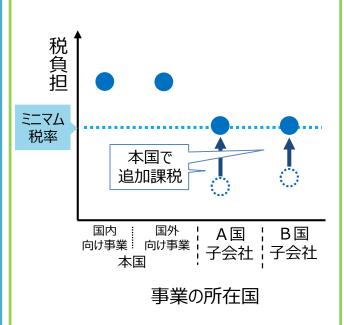
| 軽課税国への事業移転の誘因



海外子会社の所得を最低税率まで課税



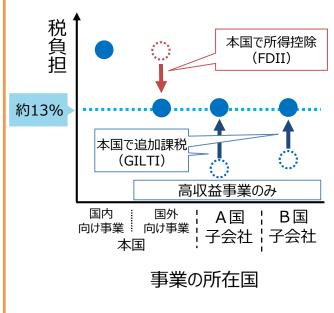
軽課税国への事業移転の誘因減少



米国法人は、無形資産関連の海外事業を世界のどこで行っても税負担は同一

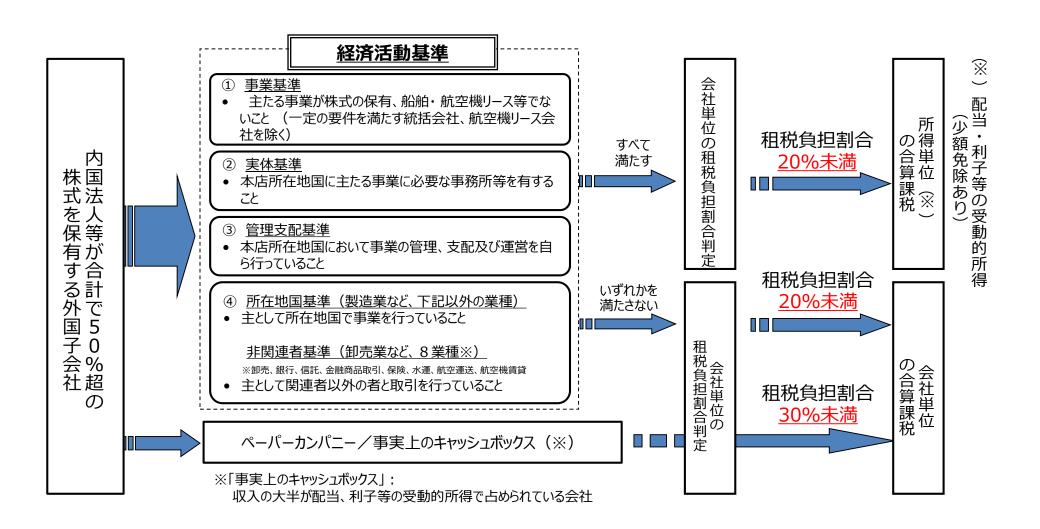


軽課税国への事業移転の誘因減少



(参考)現行のCFC税制の概要

● CFC税制(外国子会社合算税制)とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、外国子会社の活動実態に基づかない所得を日本親会社の所得とみなして課税する制度。



参考資料

(参考)経済のデジタル化に係る国際課税関係の主な経緯 (注) 2021年1月末時点 **◎**OECD等 米・英・仏・その他 10月 BEPS最終報告書の公表 2015 (行動1電子経済の課税上の課題への対応) ※法人課税については2020年まで作業を継続することに合意 . . .

12月 米国トランプ税制改革 2017

(GILTI、FDII、BEATの導入など)

中間報告書の公表 3月 3月 欧州委員会によるEU指令案の提案

入に関する指令)

ポリシーノートの公表(2つの柱を提示)

(第1の柱に関して、①ユーザー参加、②マーケティング無形 資産、③重要な経済的プレゼンス、という概念を基に議論。 第2の柱に関して、GloBE提案として2つのルールを提案)

第1の柱 (国際課税原則の見直し) 第2の柱(残されたBEPS問題への対抗措置)

10月 第1の柱に係る市中協議文書の公表

11月 第2の柱に係る市中協議文書の公表

解決策の「制度の大枠」等

10月 青写真 (Blueprint) の公表

青写真に係る市中協議

国際合意目標

ハーバーへの懸念等)

(統合アプローチ (Unified Approach) を提案)

(利益Aの対象ビジネスにADSを追加、米国提案のセーフ

(2021年半ばまでにグローバルなコンセンサスに基づく解決策 に至ることを目指して残された論点に迅速に取り組む)

(課税ベース、ブレンディング、適用除外・閾値)

市中協議文書の公表

作業計画の公表

1月

2月

5月

1月

1月

半ば

2019

2020

2021

(高度にデジタル化されたビジネス (HDB) の特徴を分析、 (①長期的解決策として、重要なデジタルプレゼンスによる法 2018 適切で一貫した国際課税ルールの導入を検討することに合意) 人税課税指令、②暫定的措置として、デジタルサービス税の導

EUレベルでの合意を一旦断念

5月 COVID-19の復興計画案における財源

EUはDigital Levyの市中協議を開始

としてDigital Levyの検討を表明

仏国のDST法案が議会で承認

10月 英国がDST導入を表明(暫定的措置)

EU、ブラジル、チェコ、インドネシア)

12月 仏国はDSTの徴税を再開

→11月 財政法案で可決、2020年4月から導入

1月 仏国は米国に配慮し徴税を2020年末まで延期

1月 米国は各国のDSTを不当と認定

(対抗措置は見送り)

6月 米国は10ヵ国・地域に係る調査開始 (インド、イタリア、トルコ、英国、スペイン、オーストリア、

8月 国連はモデル租税条約12条Bの公表

45

→7月 米国は通商法301条に基づく調査開始

→12月に報告書をとりまとめ、対抗措置検討

→2019年1月から遡及適用

(参考)BEPSプロジェクトの概要

- BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトとは、公正な競争条件の確保という考え方の下、多国籍企業が課税逃れを行うことがないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。
- 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、多くの国民負担を求める中、一部の米国多国籍企業 (例. Google等)によるアグレッシブなタックスプランニングによる課税逃れが問題化したことを踏まえて、 2012年6月、欧州が主導してOECD+G20の枠組みにより、BEPSプロジェクトが開始。2015年10月、 OECD租税委員会は「BEPSプロジェクト最終報告書」を公表、同年11月のG20サミットにて報告。

グーグルの事例(スキーム)

米国本社 ①Cost Sharing Arrangement バミューダX アイルランドA 2 管理支配 海外事業に係る 使用料 ライセンス契約 3 オランダ ④構成員課税方式を選択 サブライセンス契約 使用料 アイルランドB ④構成員課税方式を選択 販売·配信 収益 海外市場 顧客

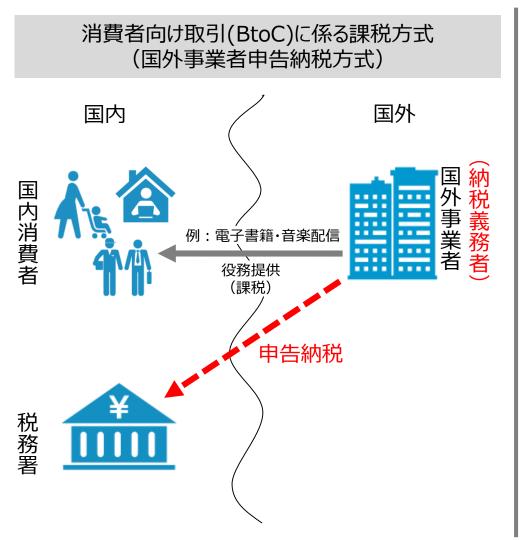
各行動計画に対するこれまでの日本の対応

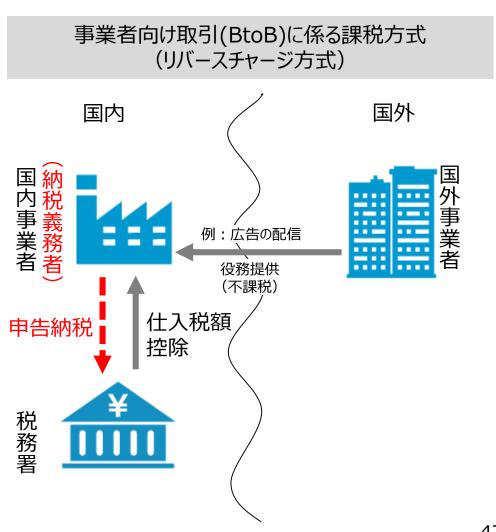
導入の 可否を 検討	を 31年度改正で対応				29年度 改正で 対応済 み		S防止措 D批准に。 済み		28年度 改正で 対応済 み	改	/年度 :正で 芯済み	対応済み	既存 の枠 組み で対 応	OEC Dで 対応
行 動 12	行 動 4	行 動 8	行 動 9	行 動 10	行 動 3	行 動 6	行 動 7	行 動 15	行 動 13	行 動 1	行 動 2	行 動 14	行 動 5	行 動 11
務タックス・プランニングの報告義	食の制限利子等の損金算入を通じた税源侵	移転価格税制(①無形資産)	移転価格税制(②リスクと資本)	可能性が高い取引) 移転価格税制(③他の租税回避の	社合算税制)の構築 効果的なCFC ルール(外国子会	租税条約濫用の防止	回避の防止 恒久的施設(PE)認定の人為的	多国間協定の開発	移転価格関連の文書化の再検討	電子商取引課税	の無効化	相互協議の効果的実施	有害税制への対抗	集約及び分析方法の策定 BEPS の規模や経済的効果指標の
ベスト	共通	改訂	改訂	改訂	≅=7	改 訂	ベスト	ベスト	≅==₹	-	共通	===	≅=₹	_

(出典) 平成25年10月24日税制調査会DG配布資料等に基づきEY税理士法人で作成。 ※組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある。 ※ベスト:ベストプラクティス 共通:共通アプローチ改訂:OECDモデル又はガイドラインの改訂 ミニマ:ミニマムスタンダード

(参考) 【行動1】国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し

平成27年度税制改正において、国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課す見直しを実施。





(参考)第1の柱(市場国への税源配分)

- 国際的議論において、次の3要件を満たすグローバル企業については、支店や工場等のPEを持たなくとも、一定の売上等がある市場国に新たな課税権を付与する方向(利益A)。
- あわせて、<u>移転価格ルールを定式化し、支店や現法等による市場国での「基礎的な販売活動等」に一定の利益(例えば、売上高の2%)を最低保証する仕組みも検討(利益B)。</u>

新ルール(利益A)の対象となる要件

- ①全世界連結売上高が一定額以上 (例.1000億円以上)
- ②税引前利益率が一定水準以上 (例.10%以上)
- ③対象ビジネス(下記いずれか)に該当
 - 「自動化されたデジタルサービス(ADS)」(例. オンライン検索、オンラインプラットフォーム、クラウドサービス等)
 - ・「消費者向けビジネス(CFB)」 (例. パソコン関連製品、衣服、化粧品、飲食品、自動車等)

残された主な論点

【利益A】市場国への新たな課税権の配分

- 対象ビジネスの範囲 (除外産業、判断単位)(主な検討例、製薬、中間財・部品、採掘、原料、金融、不動産)
- ・ 通常利益率や利益配分割合の水準
- 簡素な制度(手続きコスト)
- 米国提案の「セーフハーバー(※)」の採否
 ※新ルールを企業の選択制とする案

【利益B】販売活動等に係る移転価格ルール定式化

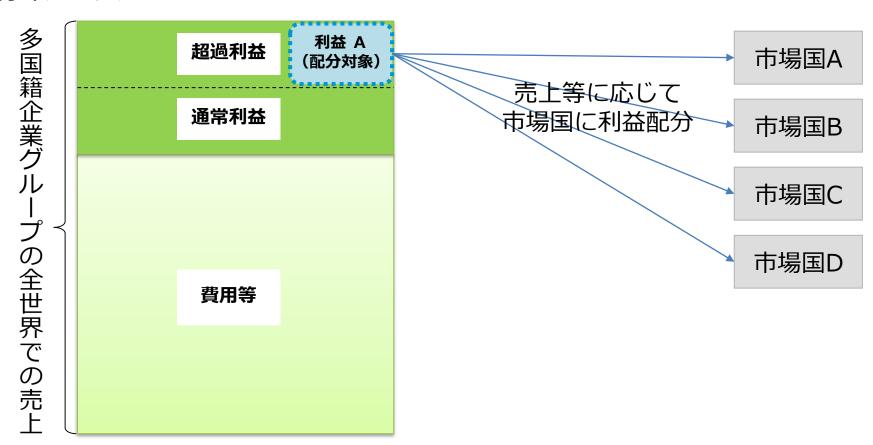
- 基礎的な販売活動の範囲
- 固定利益率の水準

二重課税の排除、紛争防止・解決方法

(参考) 利益A:市場国への新たな課税権の配分(概要とイメージ)

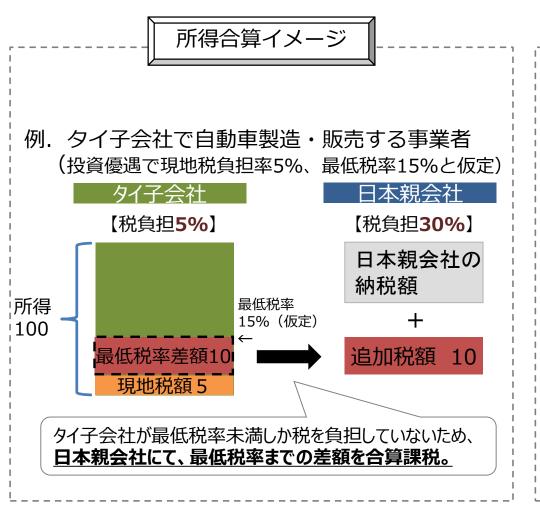
- 大規模な多国籍企業グループの「超過利益」の一部を「配分対象」として、**物理的拠点の 有無によらず、売上等に応じて市場国に配分**。
- 対象ビジネスは、**自動化されたデジタルサービス(ADS)**と**消費者向けビジネス(CFB)**に限 定。
- 多国間の効果的な紛争防止・解決メカニズムを検討。標準化された申告手続きを検討。

<配分イメージ>



(参考) 第2の柱(軽課税国への利益移転や国家間の低税率競争への対抗)

● 多国籍企業による軽課税国への利益移転や国家間の低税率競争に対抗するため、外国子会社の税 負担が国際的に定める法人税の最低税率に満たない場合、差額を親会社で合算課税。



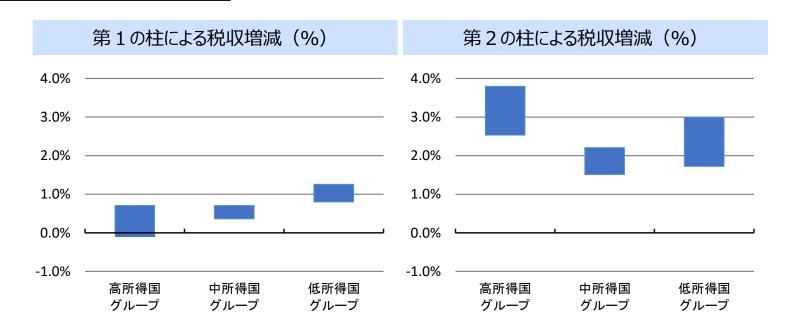
残された主な論点

- 「最低税率」の水準
- 実効税率計算等の簡素化措置
 - ※ブレンディング(実効税率判定に当たって、異なる源泉から生じる所得の混合)の範囲は、「国・地域別」。
- 適用除外(※)や閾値の設定。
 - ※課税ベース(所得)から、支払給与及び有形固定資産の一定割合 を除外する方向。
- 米国税制(GILTI税制※)との関係
 - ※米国外軽課税無形資産所得 (Global Intangible Low-Taxed Income)
- モデル国内法及び執行ガイダンスの策定

(参考)OECDによる影響評価

- OECD事務局はデジタルの解決策に係る影響評価(インパクトアセスメント)を公表。
- 一定の仮定の下、世界全体の税収は、最大で世界の法人税収の約4%に相当する年 1,000億ドル(10.9兆円)程度増加すると推計。
- 第1の柱による税収増加は小幅にとどまるが、第2の柱についてはより大きな税収増。

所得グループごとの税収への影響



(試算における仮定)

- 第1の柱 全世界売上閾値:7億5000万ユーロ(約900億円)、みなし通常利益率:10%、市場国への配分比率:20%
- ・ 第2の柱 最低税率:12.5%、支払給与及び減価償却費用の10%の適用除外
 - ※米国は、GILTI(米国外軽課税無形資産所得)税制と第2の柱が共存するという仮定の下、第2の柱の高所得国グループから除外
- インベストメントハブ国(対内直接投資残高のGDPに占める割合が150%以上の国)は除外

(参考) 国際的な議論に取り組むに当たっての基本的考え方

令和3年度与党税制改正大綱において、今後の国際的な議論に取り組むに当たって、わが国企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、企業間の公平な競争環境を整備し、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとするという点が明記された。

(参考) 令和2年度与党税制改正大綱で示した基本的考え方

※赤字は経産省要望関係部分

1 安定的かつ予見可能な投資環境の構築

一国主義的な課税措置は、企業のビジネス展開上の不確実性を増加させ、健全な企業活動に負の影響をもたらす。国際合意に基づいた解決策を早期に見出し、企業にとって安定的かつ予見可能な投資環境を構築することが重要。

2 企業間の公平な競争環境の整備

- 企業間の公平な競争環境を整備し、わが国企業の国際競争力の 維持及び向上につなげる必要。
- 第1の柱は、わが国や市場国に適切に利益を計上している企業の 税負担には大きな影響を与えないものとする必要。第2の柱は、軽 課税国に利益を移転することで租税回避を行っている多国籍企業 の税負担を適正化するなど、企業が経済活動の拠点をいかなる国・ 地域に置くかにかかわらず最低限の税負担を確保することによって、公 平な競争環境を整備。

3 新ルールの適用対象の明確化等

新たなルール導入に当たり、企業に不測の影響を与えないように、対象となるビジネスの範囲を適切に限定しつつその定義を明確に定めるなど、合理的かつ明瞭な制度とすることが重要。

4 過大な事務負担及び二重課税の防止

- 新しいルールの執行が企業に<u>過度な事務負担を企業に課さないよう</u> に配慮することが必要。
- ・ <u>二重課税が生じないよう、強力な紛争防止・解決メカニズムを構築</u> することも重要。

5 法人税の引下げ競争への対抗

- 「底辺への競争」とも言われる法人税の引下げ競争を放置すれば、どの国の財政も立ちゆかなくなり、そのしわ寄せは特に中小企業や個人に及びうる。
- 投資を惹きつけるための法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、各国の税源を守る措置を国際協調の下で進めていくことが必要。